

別紙 3

愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価基本項目	区 分	配点
①令和4年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） 〔単位：kg-CO ₂ /kWh〕	0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.525未満	35
	0.525以上 0.550未満	30
	0.550以上 0.575未満	25
	0.575以上 0.600未満	20
	0.600以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	2.70%以上	10
	0%超 2.70%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
環境評価加点項目	区 分	配点
④需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）をいう。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※2 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）

(kWh) を供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

$$\text{令和4年度の未利用エネルギー活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③高炉ガス又は副生ガス

注1：令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注2：令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式により算出した数値をいう。（単位は全て kWh）

(算定方式)

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} \text{ (kWh)}}{\text{⑥} \text{ (kWh)}} \times 100$$

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端）
- ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量
- ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量
- ⑥令和4年度の供給電力量（需要端）

注1：再生可能エネルギーとは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

注2：令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る、他小売電気事業者への販売分は含まない。

注3：令和4年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組については、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から評価する。

また、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組は、地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大の観点から評価する。

具体的な評価内容は、次のとおり

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること